様式第２号（別表関係）

建 設 関 連 業 務 見 積 結 果 調 書

担 当 課	建設課

委託業務名	令和３・４年度異動分山田町道路台帳補正業務委託
委 託 場 所	下閉伊郡山田町　町内一円
見 積 日 時	令和５年３月１４日　午後３時００分
予 定 価 格	（税込み）12,243,000 円 （税抜き）11,130,000 円

見積者の商号又は名称	見　積　額　（円）			
	第１回	第２回	第３回	備　考
㈱パスコ盛岡支店	10,850,000			決定

見積の結果	随意契約の相手方　㈱パスコ盛岡支店 契約金額　（税抜き）　10,850,000 円【（税込み）　11,935,000 円】

随意契約理由	本業務は、道路法第 28 条及び道路法施行規則第４条の２の規定に基づき、町道の新規認定、廃止、改変部分について測量及び道路現況調査等を実施し、本町で調製保管している道路台帳の調書等の補正を行うものである。道路台帳は、主たる目的の道路管理に用いられるほか、地方交付税算定基礎数値にも活用されるため、道路の現況と台帳の整合を図り、常に最新の状態にする必要がある。調書等は、過年度分のデータに測量及び道路現況調査等により得られた計測データを取り込み、集計し、作成しており、その作成にあたっては、業者ごとに独自のシステムを活用している。 当該システムは業者が独自に作り込んだものであることから、業者間によるデータの互換は図られておらず、過去に本町の道路台帳補正業務を請け負った者でない場合は、初回において既存の道路台帳に合わせたシステムを構築する必要があり、台帳補正とは別に費用が発生することとなる。また、前述のとおり、地方交付税算定基礎数値に活用されることから、現行数値との確実な整合が必要であり、過年度のデータを保持していない場合は、確実な整合が見込まれない。 以上のことから、本業務は当該システムの管理者でなければ仕様を満たす成果品の納入ができないため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約するものである。